

## 北 一輝と二・二六事件

——その切点の解釈をめぐる——

木村時夫

### 一 緒言

少なくとも私は二・二六事件という北一輝を連想し、逆に北一輝といえ二・二六事件を回想させられる。このような二・二六事件と北一輝との関係は一般にもかなり滲透している考え方はなからうか。事実、北は東京陸軍軍法会議での審判の結果、同事件の「首魁」として西田税とともに処刑された。そうして同会議が示した判決理由によると、まず第一に大正十五年から昭和七年のいわゆる五・一五事件前後における軍部に対する思想的働きかけをあげ、

大正十五年頃前記著書『国家改造案原理大綱』をさす。——筆者注——を「日本改造法案大綱」と改題し、之が版權を当時現役を離れ彼等の傘下に在りたる西田税に付与して出版せしめ、同人と堅く相結ぶに至るや、専ら同人を指導し、主として陸軍部内青年将校等に対し該著書を指導原理とせる国家革新思想の普及宣伝に当らしむると共に、同志の獲得並にこれが指導統制に任ぜしめ、昭和七年所謂五・一五事件の発生の前後より逐次菅波三郎、

大蔵栄一、大岸頼好、安藤輝三、末松太平、村中孝次、磯部浅一、香田清貞及び栗原安秀等の同志青年将校と相识り、かくて西田税と共にこれら同志の思想的中心となり、その指導誘掖に努むる所あり……<sup>(1)</sup>  
と言ひ、第二には事件発生の直前の

(二月)二十一日ごろ村中孝次の来訪を受け、同人より第一師団将士の渡満前に蹶起の趣旨につき意見を求めらるるや、蹶起の趣旨を単一化するを可とする旨を指示し、次で同二十三日頃、西田税より同志青年将校等の計画しある襲撃目標及び襲撃担任部隊等詳細の報告を受けたる際之に対し、——常に言う通り殺害は最小限度に止むるを可とする旨教旨し、——しかしてこれをなす以上は、一步も退かざる覚悟をもつて徹底的に該目的の貫徹を計るべき要ある旨を指示するとともに、同人等の蹶起を称揚激励し云々<sup>(2)</sup>

をあげ、第三には同事件の発生直後、電話をもつて磯部浅一を激励し、翌二十七日には、

「人無し勇将真崎あり国家正義軍のため号令し正義軍速かに一任せよ」との靈告ありたりとて、西田税と共に村中孝次、磯部浅一等に對しその旨電話連絡をなし、

さらに同夜来訪した村中に対し、同事件に對する民間及び海軍の反応ないし動向に關し情報を提供したばかりでなく、二十八日には栗原に對し、電話をもつて「一旦責を負い自決を決意したる蹶起将校等に對し、極力その自決を阻止するとともに、初志貫徹のため飽くまで上部工作を続行すべく指導し<sup>(3)</sup>」たことを指摘している。

しかし第一の、事件発生までの北の青年将校に對する思想的影響とはいつても、思想というものの性質から考え、それを受取る将校側においても種々の差異があり、事件の原因を北の思想的影響にだけ帰することはできまい。ましてや叛乱将校がいわゆる二・二六事件によって目指したものが何であつたかを解明し、それと北の思想との関

連を考えてみなければ、事件の責任をあげて北に帰することはできないはずである。

第二に、判決理由の示す所をもってしては、事件発生の直前から北が同事件の謀議に参画し、事件を直接指導したとは思えない。

第三の、事件発生後の北の行動には、確かに事件の展開に対して直接示唆を与えたらしいところがないではない。しかしそれも事件の性格を解明した上で、それに対する北の心情についても聴くところがなければならない。

一方において、同事件を審理した予審官伊藤章信は「北、西田を利敵即ち叛乱者を利するとの罪状を認め、検察官もこれに基づいて公訴状を書いたが、本省の指示によって首魁として書き改め公訴を提起した<sup>(4)</sup>」<sup>(4)</sup>といい、軍法会議の判士長であった吉田恵は「北・西田は単なる利敵にすぎないとし、これを首魁として処断することには反対で、他の判士への説得あるいは軍中央部への意見具申など精力的に動いたが大勢を引きずることが出来なかった<sup>(5)</sup>」<sup>(5)</sup>と言っている。

そうしてこれを裏付けるかのように、村中孝次は獄中であって、

七月十一日夕刻前、愛弟安田優、(叛乱将校の一人で収監中——筆者注) 新井法務官に呼ばれ煙草を喫するを得て喜ぶこと甚し、時に新井法務官曰く「北、西田は今度の事件に関係はないんだね、然し殺すんだ、死刑は既定の方針だから已むを得ない<sup>(6)</sup>」<sup>(6)</sup>と。

記している。磯部浅一もほぼ同じ内容のことを「その獄中記三」に記しているが、それに続けて、

軍部が彼等の自我を通さんが為に、ムリヤリに理窟をつけて陛下の赤子を勝手に殺すのです。——かねてより軍部は、北、西田を軍の攪乱者と云ひふらし(陸軍省より全軍に布告したることあり)、又兩人の思想は民主主義

であつて国体に容れないと宣伝し（昭和八年一月頃、憲兵司令部発行の思想イ報に於て全軍に宣伝したり）、アリト、アラユル手をつかつて両氏をたたきつけて来ました。<sup>(?)</sup>と記している。

こう見てくると、従来、二・二六事件に対する軍法会議が暗黒裁判であるとか、政治裁判であるとかいうような風評があり、同事件の被告もしばしば審理の過程において、それを訴えているのであるが、それらが必ずしも虚妄ではなく、軍上層部の政治的判断が圧力となつて判決を歪めたものと思われる。

私は本稿において、いわゆる二・二六事件なるものの性格を明らかにし、それと北一輝との思想的連関を検討するとともに、同事件の当事者や関係者の証言を通じ、同事件に対する北一輝の直接的関係の有無を考えてみたいのである。

## 二 二・二六事件の性格

いわゆる二・二六事件という、兵力使用による重臣襲殺の挙は、そのような異常事態を作ることによって戒嚴を宣告し、その下で、叛乱者側に好意的な軍事政権を樹立し、同政権によって、北一輝の『日本改造法案大綱』に基づいて国家の改造を断行することに、その目的があつたといわれる。事実、同事件の被告に対する法務官の審理は、すべてこのような観点を前提としているように見える。またそれにしては叛乱者側に事件後の具体的計画の欠如していたことが、今日では批判されてもいる。

しかし同事件は現実には大部隊を出動させ、一種のクーデターのような様相を帯び、実際、軍事政権の樹立を目

指して画策したような事実が無いではないが、同事件が最初から現実に行われたような形で企図されたものか、少しくその経緯を考えてみなければならぬ。その点、叛乱将校の一人、林八郎がその獄中手記の中で、

此の一挙の首唱者は先づ栗原、磯部両氏なるべし。もとより参加者一同の熱意は勿論なれども、この両氏の我一人とも往かんとの熱意の人を動かしたること極めて大、而して寢食を忘れて計画に結束に勉めしも此人等なり。

(中略)栗原氏嘗て余に曰く「事発覚せば我一人自殺せん、すべてを我にかぶせよ、而して卿等再起せよ」と(8)と言っていることは注目される。これに符節を合せるように、磯部浅一はその「行動記」の中で、

栗原君は某日余を訪ねて泣いた。「——今度(の、脱か?) 相沢さんの事 (相沢三郎中佐による軍務局長永田鉄山少将刺殺事件をさす。——筆者注) だって青年将校がやるべきです、それが何ですか青年将校は、私は今迄は他を責めてゐましたが、もう何も云ひません。唯自分がよく考へてやります。自分の力で必ずやります。然し希望して止まぬ事は吾々が渡満する前には東京の同志が、私と同様急進的になつて呉れたら維新は明日でも今直にでも出来ます。——私は必ずやるから磯部さん、その積りで尽力して下さい」と。

私は栗原から胸中を打ち明けられて自分でも先年来期する当(4)があつたので「——君がやる時には何人が反対しても私だけは君と共にやる。——君と二人だけでやるつもりで準備しよう、村中、大蔵、香田等にも私の考へや君の考へを話し、又むかふの心中もよくきいてみよう」と語りあつたのである。

と記している。

これで見ると事件の最初の企図は栗原安秀(中尉)と磯部浅一(元一等主計)とであり、二人の単独もしくは少数同志による決行を計画していたこと、およびその原因がいわゆる相沢事件によつて刺戟されたものであることが

分る。そうしてそれは真崎甚三郎大將が教育總監の地位を逐われたことをもって、軍首腦の統帥權干犯であるとして、その黒幕が永田鉄山であるとして、これを刺殺した相沢の意図を繼承するものであったと言えよう。しかし磯部は同じ「行動記」の後の部分で、

余は最初は少数同志でやるつもりでゐたが、栗原の言によると相当なる部隊を出し得るとの事だ。

余の計画は最初田中（勝・中尉——筆者注以下同じ）河野（寿・大尉）と余と二人で岡田（啓介・首相）及び内府齋藤実をたほして政変を起す程度で満足せねばならぬと思つてゐたのであつたが、栗原は、その關係方面の實力を以て三目標は完全にやれると云ふのだ。そこで栗原が一案を出して、岡田、齋藤、鈴木（貫太郎・侍従長）位でどうですかと云ふのだ。<sup>(10)</sup>

と言ひ、この際磯部は襲撃目標に、さらに前内大臣牧野伸顕と、元老西園寺公望を加え、栗原もそれに同調したといふ。磯部が別の所で、

余はどこ迄も實力解決主義で實力をつくること、然もその實力は軍隊を中心とした實力でなければいけないと考へたので、自分一人でも蹶起し得べく、田中勝の部隊を中心として實力編成に専念することにした。<sup>(11)</sup>

と記しているのは、栗原が部隊使用の可能性を示唆したことによるものようである。こうして二人の間で、次第に事件の輪郭が形成されていったことが分る。磯部の手記で「政変」を云々していることも注意されなければならぬ。

次に事件の首謀者の一人、村中孝次（元大尉、磯部と共に十一月事件に連座して休職となり、後、免官となつた。）は第二回公判廷（昭和十一年五月三日）において、

公訴事実では此処に居る被告全部が殆ど謀議に参画した様になって居るも、事實は村中、磯部、栗原の三名にて謀議に参画し、他は軍隊式の所謂連絡と言ふ程度で謀議に参画したとは考へられません。<sup>(12)</sup>

と、事件の中心人物が三人だけであったことを述べているが、事件そのものの目的・性格については、獄中から妻静子にあてた遺書の中で、

今回の執行目的はクーデターを敢行し、戒嚴令を宣布し軍政権を樹立して昭和維新を断行し、以って北一輝著日本改造法案大綱を実現するに在りとなすは是れ悉く誤れり。群盲象を評するに非ざれば自家の曲れる尺度を以て他を忖度量定するの類なり、<sup>(13)</sup>

と言ひ、北の案に基づく改造の意図のなかつたことについては、

「日本改造法案大綱」は頃日愛読して思想的に啓発せられし所大なりと謂はざるを得ず、然れども今回の挙に於いては同書に掲げたる国家機構を一の建設案として、これが現出を企図せりと言ふが如き事實なし、吾人が平素一の建設理想を有するといふことを以て、直ちに今回その実現を企図せりと為すは、論理の飛躍なり。<sup>(14)</sup>

と強調している。

それならば彼が同事件に賭けたものは何であつたのか。彼は右の文章に続けて、

吾人は理想社会の現実の爲にはその前提として国体破壊の元兇を誅して皇権恢復、国体護持を期せよと、然り而してこれによる国民精神の覚醒とを目的として蹶起せるものなり。<sup>(15)</sup>

と記し、さらに直接的には、第二回公判廷において、

蹶起の趣旨は天皇の大権を干犯せんとしたる奸賊に対し不義天誅を加へんが為でありまして、此点を明瞭にさる

「こと無くば私達が此度蹶起した精神は全く死んでしまひます。」<sup>(16)</sup>

とのべ、その目的が理想社会実現の前提として、統帥権干犯の元兇を除去するにあつたことを述べている。この点に関しては磯部もその手記の中で、

青年将校は改造<sup>カウ</sup>方案を実現する為めに蹶起したのでもなく、真崎内閣をつくる為めに立ち上つたのでもありません。<sup>(17)</sup>

といい、もつぱら「統帥権干犯の賊を討つ為めに軍隊の一部が非常なる独断行動をしたのです」と記している。<sup>(18)</sup>

かつて取調べのため事件後の五月頃、獄中を訪れた、当時の憲兵、大谷敬二郎に対しても、磯部は

この事件は肅軍の意図をもっていました。わたしたちの蹶起したことの目的はいろいろありましたが、真の狙いは非維新派たる現中央部を肅正することにあつたのです。軍を維新に誘導することは、わたし達の第一の目標でした。<sup>(19)</sup>

と語つたという。

ここにいう非維新派とは、普通には統制派とよばれる永田鉄山を主とする陸軍内の一派閥のことであろうが、磯部ら、叛乱に参加した一連の将校も、これは普通には皇道派といわれ、相對立する關係にあつたものであり、磯部らのいう統帥権干犯者もこの統制派に属するか、もしくはこれに同調する重臣層であつた。ただ「目的はいろいろありました」といい、「軍を維新に誘導すること」が第一の目標であつた、という磯部の企図には、何かが秘められてゐるようでもある。

たとえば彼はその「行動記」の中で、



清浦（奎吾・元首相・枢密顧問官——筆者注、以下同じ）が二十六日（事件勃発当日）参内せんとしたるも湯浅（倉平・宮内大臣）、一木（喜徳郎・枢密院議長）に阻止されたること。注、清浦参内案は森氏（伝、軍・政界に近い右翼活動家）の平素の案であつて、真崎スイセンがこのグループの方針であつた。この事に関し余と森氏との間に相当に具体的談話は交されてゐた事は附記しておく。<sup>(20)</sup>

と言っているのも分る。真崎スイセンが後継内閣の首班に関するものであることはいうまでもないであらう。しかし同じ「行動記」の中で、事件当日を回顧して、

午前四時二十分出発して、——首相官邸の坂を上る。其の時俄然、官邸内に数発の銃声をきく。いよいよ始まつた。秋季演習の聯隊対抗の第一遭遇戦のトツ始めの感じだ。勇躍する、歓喜する、感慨たとへんにものなした。

（同志諸君、余の筆ではこの時の感じはとても表し得ない。とに角云ふに云へぬ程面白い。一度やつて見るといい。余はもう一度やりたい。あの快感は恐らく人生至上のものであらふ。<sup>(21)</sup>）

と記しているのをみると、そこには論理をこえ、理非をこえた若さとその暴走とを感じさせるものがある。

つぎに西田税であるが、西田は陸士出身の少尉で、病気のため依願予備役となつたが、次第に大川周明や北一輝に接近し、常に青年将校に対する国家改造運動の指導的立場を占めていた。しかし、いわゆる五・一五事件に際しては、時機尚早等の理由で陸軍側の参加を極力抑えたので、川崎長光から狙撃されて重傷を負つた。そうしてそれが機縁となつて、北との関係はさらに緊密となり、また革新的な青年将校との間も親密化を深めた。北が西田に『日本改造法案大綱』の版權を与えたのをみても分るように、北の彼に対する信頼は厚く、唯一の腹臣、秘書的な役割をも果していた。その西田に対して初めて事件の計画を打明けた際の様子を、磯部はその行動記の中でつぎのよ

うに記している。

余は初期には西田氏にも村中氏にも何事も語らないで、自分で所信に邁進しようとしてゐたので、昨年以來、西田氏に対してヤルとかヤラヌとかいふ話は少しもしなかつたのだ。所が二月中旬になつて、在京同志全部で決行する様な風になつたので、一度西田氏に打ち明ける必要を考へ、村中と相談の上、十八、九日頃になつて打ち明けた。氏は沈思してゐた。その表情は沈痛でさへあつた。そして余に語つた。「僕としては未だ色々としておかねばならぬ事もあるけれども、君等がやると云へば、今度は無理にとめる事も出来ぬ。海軍の藤井（齊）海軍少佐、海軍側における革新運動の指導者、上海戦線で戦死）が、革命のために国内で死にたい、是非一度国奸討伐がしてみたいと云つてゐたのに上海にやられた、彼の死は悶死であつたかもしれぬ。第一師団が渡満するのだから、渡満前に決行すると云つて思ひつめてゐた青年将校をとめる事は出来ぬのでなあ」と云つて、何か良好な方法はないかと苦心してゐる風だつた。（中略）氏は偉大な存在だ、革命日本の柱石だ。我等在京同志の死はおしくないが氏のそれはおしみて余りある事だ、どうしても氏に迷惑をかけてはならぬと考へた。<sup>(22)</sup>

と。計画を打明けられた時の西田の苦悩がよく出ている。そうして磯部が西田を事件に巻き込んでほならないと決意したことも注意せらるべきである。

当の西田は事件後、警視庁での第二回聴取に際し、つぎのように述べている。（順序は筆者が整理して列挙した。）

○私は若い者がやれば、今迄の關係から必ず引摺られなければならぬ事情にありましたのでこれも運命だと思つて居ります。

○私は尊王討奸と云ふて引きつけられて行つたのであります。従つて、私は一日位で真崎さんあたりに片付けて

貰ひたかったのであります。

○此度の蹶起の直接原因には彼等は満洲へ行くと云ふ自己の立場から行き詰ってやったのではないかと思はれる点もあります。私としては、只、今は時機でないと思ひました。

○蹶起趣意書は一寸見ましたが、今回の事件が日本改造法案に依ってやったかどうかは私には判りません。

○然し、同志の將校は何れも日本改造法案を指導原理として啓蒙されたものでありますから、其蹶起が日本改造法案の内容によって影響を受けて居ると云ふ事は云はれると思ひます。

○彼等の今回の行動は煎じ詰めれば建設に付ては具体的に纏つた考へはなかつたのではないかと思ひます。

○戒嚴令はお上で布かれるのでして、自ら戒嚴令の布告を要求すると云ふ様な事は考へて呉れと云ふ様な話は彼等にした事があります。

○私は、彼等が第一次の目的を達した後、第二次の目的は違った方法に走つたのではないかと思ひます。

○一口には言へないが万感交々で私としては思ひ切つて止めさせた方が良かったと思ひます。

○国家の大局から見ても、此度の事件は維新の爲めにも駄目だと思ひました。<sup>(23)</sup>

これによると、西田は従來の行懸り上、事件に参加したこと、事件参加者が『日本改造法案大綱』の影響下にあったことは認めながら、その内容の実現を企図したものでないこと、事件は第一師団の満州移駐という外部的事情によつて激発されたこと、叛乱將校が重臣の襲殺後、真崎内閣の実現に期待して画策したことを誤りとし、事件そのものを失敗として分る。少くとも彼が事件の首謀者として謀議に参画していなかつたことが分る。言うまでもなく、西田は北と同じく同事事件の首魁として処刑されているのである。

なお付け加えるならば、磯部は憲兵の「二月二十六日を選んだ情勢判断如何。」の問いに対し、

一、国際情勢より考へた判断。

二、国内情勢よりする判断。

現内閣の選挙勝利、無産大衆党の進出、相沢中佐の公判の進展情勢が思ふ様に行かなかつた事、数年来の国内の疲弊、国民の情況

三、右より判断し、維新は戦争前でない危険と考へました。<sup>(24)</sup>

と答えている。

磯部は第一師団の満州移駐を挙げていないが、それは彼がすでに軍籍を去り、それが直接彼に関係がなかつたためであろうが、要するに、彼の列挙する諸情勢に、武力をもって参加すべき部隊の満州移駐という差迫つた条件が一致したということになる。ちなみに第一師団の移駐は相沢事件によつて表面化した、同師団内部の革新勢力を隔離する意図をもつて、昭和十一年四月に予定されたもので、第一師団の海外派遣はかつて前例のないものであつたが、それだけに革新派青年将校にとっては、軍首脳の彼等に対する圧力と感じられたであろう。

このように、いわゆる二・二六事件の首謀者と目せられる人物について、その直接の手記や言動によつて、同事件の性格を考えてみると、つぎのようなことが言えるのではないか。すなわち

1 事件の首謀者はすべて何らかの意味で北の思想の影響をうけている。

2 ロンドン軍縮条約の締結から、真崎の教育総監罷免にいたる一連の事件を、一部軍上層部および重臣らの統帥権干犯と見、それに直接原因する相沢事件に、強く刺戟された一部青年将校が肅軍を企図した。

3 その直後の諸種の国内情勢によっても影響されているが、ことに第一師団の満州移駐が事件の引き金的要因となっている。(二十六日が選ばれた理由として、同志の一人、山口一太郎が週番司令として服務していたことを挙げる者もいる。)

4 最初、少数者による重臣襲殺として計画されたものが、軍隊使用の可能性が生ずるにいたって、大規模な行動が計画された。

5 重臣襲殺によって、いわゆる昭和維新の捨て石となろうとする者と、それによって政変をもたらし、国家改造の端緒としようとする者と、必ずしも首謀者の企図は一致していなかった。

6 北の『日本改造法案大綱』の趣旨をそのまま実現しようとする意図は無かった。

7 同事件の首魁として処刑された、西田税は首謀者として最初からは謀議に参画していなかった。

このように同事件の性格を規定してみると、同事件に対する北の関わり方はどのようなものであったのであろうか。

### 三 北 一輝と事件との関わり

北一輝といわゆる二・二六事件との直接的な関わりについては、軍法会議での判決文を引用して摘記しておいたが、それに対する北自身の発言はどのようなものであったろうか。

まず、西田から青年将校の蹶起について事前に報告を受けた際のことについては、警視庁における第五回聴取(昭和十一年三月二十一日)において、

幸か不幸か二月二十日頃から青年将校が蹶起する事を西田から聞きまして、私の内心持つて居る、先づ国際問題の調整より始むべしと云ふ方針とは全然相違もして居りますし、且つ何人が見ても時機でない事が判りますし、私一人心中で意外の変革に遭遇したと云ふ様な感じを持つて居りました。(中略)従つて私は此事に依つて改造法案の実現が直に可能なものであると云ふ如き安価な樂觀などは持つて居ません事は勿論でした。<sup>(25)</sup>と述べている。

青年将校の蹶起の意図が、北の方針と一致しないこと、および改造法案の実現を期待していなかったことが、まづ注意されなければならぬ。

ついで二月二十六日の事件発生を知つた際については、三月二日の憲兵の聴取に答え、

私は今申上げた通り外部との交渉を持ちませんので、今回の事件に関しては全く関知せず、又予感もありませんでしたが、(この点は、先の調書によつても事実と相違する。——筆者注)二月二十六日午後二時頃薩摩摩雄次より電話にて(事件発生を——筆者注)通知して呉れましたので私は事件を知りましたが、其時の話では大した事はないものと思つてゐました。<sup>(26)</sup>

と述べている。ただ第五回聴取書によると、同日夕刻、北を訪れた中野警察の特高主任に対し、次のような意味のことを述べたという。すなわち、

本日の事件に関係した将校連は、大体僕の思想系統に属する者が大部分居るが、私は皆から高天原と云はれてゐる位で、最近軍人に会はず、此の事件に関係はして居ない。

と。右の事実に関する憲兵の質問に対して、北は

特高主任が今度蹴起した将校は皆貴方の関係の系統の人々だと云ふことですが真実ですかと問ひましたので、私は心の中で何となく左様な気がしますので心配しております、只其の将校の中には（私の意か——筆者注）高天原と云ふ綽名をつけまして、全然、實際問題に關知しない様になつて居りましたので、当日は實際のことは判らないと答へましたのであります。<sup>(27)</sup>

と言っている。

ここでは事件関係者に一種の予感をもつていたことと、北が青年将校から「高天原」と綽名され、實際問題についてその指導的地位にいなかったことが注意される。そうして何よりも重要なことは、北が事件の発生を知つても、官憲からの身の危険を感じず、来訪の特高主任に対しても、事件に対する所感を述べているという事実である。これは北が事件の謀議に参画せず、事件に対する責任（道義的責任とは別に）を感じていなかったことを示すものである。北が事件の少し前から青年将校の間で、「高天原」的存在であつた事情については後で詳説するつもりであるが、事件の首謀者もまた、北が事件と全く關係のなかつたことを一致して証言している。すなわち、栗原安秀は本件実行の責任者は如何という憲兵の質問に対し

私と香田、磯部、村中の四人が主体となつて指導した訳であります。<sup>(28)</sup>

と答え、磯部は同じ憲兵の、「北一輝との關係如何」という質問に対し

北一輝とも話して居りません。（磯部は西田との關係について、それ以前に「西田とは此事件に就ては話して居りません」と答えている。——筆者注）

昨年五月頃一回来ひましたが、其以来会つて居ません。<sup>(29)</sup>

と答えている。なお彼はその後獄中において、

二月蹶起にあたって青年将校は、北、西田両氏から指令指揮など絶対に受けておりません。思想的影響を受けてゐると彼等は云ひますが、今日の青年将校は、改造<sup>てう</sup>方案を見た事もない人でも維新を語ります。(中略)北、西田の指令どころか、相談もせずに蹶起したのです。<sup>(30)</sup>

と記し、さらに時の侍従長百武三郎に対し

百武侍従長閣下ニ歎願シ奉リマス

北 輝次郎

西田 税 兩人ハ

昭和十一年二月二十六日事件ニ関シテハ絶対ニ直接的ナ関係ハ無イノデアリマス、然ルニ陸軍現主脳部ハ故意ノ

曲解ヲ以テ兩人ヲ死刑ニセントシテオリマス<sup>(31)</sup>(下略)

云々の歎願書を出している。この段階では、種々な事情から北、西田の極刑が予想されたので、何としてでも兩人を生かしておきたいという熱意がはたらいていたと思われるが、少なくとも北が事件の謀議に加わっていないことが信ぜられるのではないか。

なお磯部はその獄中日記八月十八日の項に、

北先生のことを思ふ

先生は老体でこの暑さは苦しいだらふ<sup>(32)</sup>

と記している。ちなみに明治十六年生れの北はこの時五十三歳、磯部は三十一歳で二人の年齢差は二十二歳である。



北を老体と感ずる磯部らの若い世代に、彼を事件に巻き込みたくないと考え、あえて計画の相談をもちかけなかったであろう心理も理解できるのである。

村中孝次も「北一輝との関係」を憲兵から問われ、

北一輝とは十月事件以来知合ひになって居りますが、時々訪問する位にして実際問題の指導的立場には居られません。<sup>(33)</sup>

と答えている。

西田税も第三回憲兵調書の中で、事件前後における北との関係を述べた後、

尚はつきり其の日(二月二十四日——筆者注、以下同じ)であったかどうか覚へて居りませんが、此度の事件は、軍人以外の民間のものは一切参加させないと云ふ様な話をしたことがあります。(中略)

尚、其時(二月二十五日)だったか以前だったか覚へませんが、北に対し、

「私にも、貴方にも、殊に貴方には何も知らせない事になって居るのですから、その心算で話さない事にして居るから、何も知らない事にして下さい。」

と念を押した事があります。<sup>(34)</sup>

と述べている。

事件の首謀者の間で、北、西田の兩人を同事件の圏外に置こうとしていた事情がこれで分るのであるが、この兩人を同事件から分離するという首謀者の意図について、事件に直接関係は無かったが、革新派将校の一人として連座した大蔵栄一はその著書の中で、

昭和十一年になって磯部、栗原がいよいよ決行を決意したとき、なるべく北、西田との連繫を断ってその関係を分離しようとしたのには、二つの理由がある。その一つは決起の暁、外部にあって諸工作を容易ならしむるためと、他の一つは陸軍部内、とくに上層部の連中に、北、西田が参加することは不純であるというふんい気があったので、あくまで表面的な純粹性を保つという意味があった。この二つの理由は私が東京にいたときからすでに決定していたことで、それ以外の理由があるはずがないのである。<sup>(35)</sup>

と記している。

大蔵の挙げる第二の理由については、彼のいう、陸軍部内の上層部を、同事件に参画した青年将校内部ということに解しての上であるが、前記大谷敬二郎が、

もともと蹶起将校中、西田に接触していたのは村中、磯部、栗原、安藤、香田ぐらいなもので、ことに北となると、事件前に会ったことのあるのは、村中、磯部だけで、大部分は北の改造法案を読まず、まして北、西田の存在さえ気にかけないものであったことは事実である。<sup>(36)</sup>

と記しているのを見ても、そのような空気のあったことが察知される。しかし第一の理由としてあげている、北、西田をもって外部工作に当らせるといふ意図があったという点はどうであろうか。事実、事件発生後、北は首謀者と会い、或は電話をもって連絡をとり、時に指示に類したものを与えていることは前にも記した。しかし最初から北を外部工作に当らせるといふなら、事件前の謀議の段階において何故彼を参加させなかったかという疑問が残る。それは北、西田を漠然と事件の圏外に置こう、それが何かと便利であろうという程度の諒解ではなかったかと思う。その点、北が事件発生後、電話をもって「真崎に一任せよ」と勧告した件に関し、警視庁における第五回聴取において、

真崎に一任せよと云ふ事を勧告したのは、只時局の拡大を防止したいと云ふ意味の外に、青年将校の上を心配する事が主たる目的で真崎内閣ならば青年将校をむざむざと犠牲にする様な事もあるまいと考へたからであります。此点は、山口（一太郎・元大尉、事件後上部工作に当った。——筆者注、以下同じ）亀川（哲也・右翼浪人、元老西園寺への工作を画策した）西田等が真崎内閣説を考へたと云ふのと動機も目的も全然違つて居ると存じます。<sup>(37)</sup>と述べているのは信じられるであらう。

なお、北は刑死直前面会のために訪れた弟の吟吉に対し、私はこの事件に何等関係はない、併し私の書物を愛読してた連中がやったので責任を問はれれば責任を負ふ。もし僕が無罪放免になつても他の諸君の後を追うて自殺する。しかしこの事件に直接関係のないことは確かである。陸軍は自分の内で起きたことだから罪は皆重いと思ふが、君などは陸軍を怨まず、自然に放つておいてくれ。それよりも、支那で何か騒いでをるやうだが、之が大きくならぬやうに、之だけは頼む、他に遺言はない。<sup>(38)</sup>（下略）と言つたという。

これに対し、事件直後の憲兵隊の留置所で同房であつた矢次一夫に対し、北が今度の事件に、私も西田も無関係だ、と言ひ、もしも私が指導していたらこんなへまなことはやらぬよ。真つ先に宮城の諸門を封鎖して、天皇を擁し、大権発動を断行しているさとも言つた。<sup>(39)</sup>

と言うが、北の言葉として有り得なくはないが、必ずしもその真意を伝えているとは思われぬ。かつて彼が黒竜会から派遣されて中国革命に参加した時、内田良平にあてて、

僕元來軍のことは無智識ですから関係することを好みませぬ。<sup>(40)</sup>

と記し、また

生はつくく戦争は大嫌になり候。これからは可成見ず聞かずに定め度候と考へても武昌へ行けば何を頼まれるかと冷やく致候。<sup>(41)</sup>

とも書いている。いずれも事件をへだてる二十余年前のことではあるが、人間のこういふ一面がそう変わるものとは思われない。実際に部隊を動かして、これを指揮するようなことを北が進んで計画したり、これを実行するようなことは考えられないのである。

さて、北は以上のように、終始事件と直接関係のなかったことを述べ、周囲の諸証言もこれを裏付けているが、一面、すでに警視庁における第三回聴取において、係官の「其方の改造思想が今度の事件の主要な指導原理を構成しており、(中略)其方は大なる関係がある様に認められるが、如何」の質問に対し、

若し私が著述した日本改造法案を彼等が所持し、又私の思想に影響を受けたものとせば誠に申訳ないことと深く其責を感じて居りますので如何ような処分を受けても差支へないと覚悟して居ります。<sup>(42)</sup>

と答え、第四回公判廷(二十一年十月五日)においても「青年将校が今般蹶起し、日本改造法案の実現を企図したることを承認するか」との問いに對して、

詳しいことは聞かざるも、今般の蹶起の趣旨は肅軍即ち兵馬大権の干犯者を打つにあると聞きましたが、改造法案云々のことは西田、村中よりは聞かないが、警視庁、憲兵隊に於て色々のことを申されるので、青年将校を見殺しにすることが出来ません故、承認します。<sup>(43)</sup>

と述べ、事件の責任を回避せず、道義的責任を執る決意を披瀝している。別の項で詳説したいと思うが、軍首脳に

は一種の予断があり、政治的処理の前提があつたのではあるが、この北の陳述がその極刑を決定的にしたと思われる。

北は十月二十二日の第十二回公判において、死刑を求刑されたが、その直後

裁判長閣下、青年将校等既に刑を受けて居ります事故、私は三年、五年と今の苦痛を味ふ事は出来ません。総てを運命と感じて居ります。私と西田に対しては情状酌量せられまして、何卒求刑の儘たる死刑を判決せられん事をお願ひ申上ます。

只、次の二点だけを判決文より除去せられたいと存じます。

一、日本改造法案大綱が矯激不逞なる思想でない事。

二、自分達は今次事件を起す為め計画を樹て、青年将校を指導したのでないと云ふ事。<sup>(44)</sup>

と、悲壮な発言をしている。北のこの時の心境と決意とは、恐らく、いわゆる大逆事件に連座し、死刑を判決された幸徳秋水のそれと共通するものがあつたらうと思われる。

以上、ここでは時間的には、もっぱらいわゆる二・二六事件の前後に限って考察し、北一輝が同事件に直接関係のなかつたことを結論としたのである。別の機会においては、さらにさかのぼって北の思想的変遷を辿り、彼が到底、同事件に同調し得ず、彼の当時の趣旨が別にあつたこと、および、彼を取巻くいわゆる青年将校の間において、彼の思想が種々に消化理解され、時に強い批判も行われていたことを明かにし、北一輝と二・二六事件との関係をより明白にしたいと思う。

注 (1)(2)(3) 河野司編『二・二六事件』所収「民間関係者判決全文」(同書五一―八頁)

(4)(5) 大谷敬二郎『二・二六事件の謎』(二六八―九頁)なお(4)については、伊藤章信『軍事法廷涙の判決』(5)に

ついては、吉田憲『二・二六事件の片影』によるという。

(6) 村中孝次『続丹心録』(河野前掲書一八八頁)

(7) 磯部浅一『獄中手記三』(同右三一八―九頁)

(8) 林八郎『一挙の失敗並に成功の真因』(同右一七四頁)

(9) 磯部浅一『行動記』(同右二九―三〇頁)

(10) 同右(同右二三八―九頁)

(11) 同右(同右二三一頁)

(12) 『二・二六事件秘録』(以下『秘録』と略称、卷三の八七頁)

(13) 「丹心録」(河野前掲書一八三頁)

(14)(15) 「続丹心録」(同右一九二頁)

(16) 注の(12)参照

(17)(18) 「獄中手記」(河野前掲書三二九―三〇頁)

(19) 大谷前掲書七〇―一頁

(20) 「行動記」(河野前掲書二六五頁)

(21) 同右(同右二五〇―一頁)

(22) 同右(同右二四六―七頁)

(23) 『秘録』卷一の三五五―六頁

(24) 同右二一六頁

(25) 『北一輝著作集』(以下『著作集』と略称、卷三の四七一―二頁)

(26) 『秘録』卷一の二七六頁

(27) 同右二八五―六頁

- (28) 同右一三二頁
- (29) 同右二一六頁
- (30) 河野前掲書三三〇—一頁
- (31) 同右三〇二頁
- (32) 同右二九五頁
- (33) 『秘録』卷一の二〇〇頁
- (34) 同右三五八頁
- (35) 大藏栄一『二・二六事件への挽歌』三〇七頁
- (36) 大谷前掲書二七〇頁
- (37) 『著作集』卷三の四七二頁
- (38) 北睦吉「風雲児・北一輝」〔文芸春秋〕第三十三卷の第十二号五九頁
- (39) 矢次一夫『昭和勳乱私史』(宮本盛太郎『北一輝研究』二〇六頁所収)
- (40) 内田良平宛書簡(明治四十四年十一月六日於上海、『著作集』卷三の一六三頁)
- (41) 同右(明治四十四年十一月十日、同右一六五頁)
- (42) 『秘録』卷一の二八二—三頁
- (43) 同右卷三の四一三頁
- (44) 同右四三九頁